

答 申 情 第 7 5 号

平成 3 0 年 1 月 2 4 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 7 月 1 1 日付け行人人第 5 6 号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

分限処分に係る文書の公文書一部公開決定事案についての審査請求に対する裁決 (諮問情
第 1 2 1 号)

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成29年5月1日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「分限処分一式 直近から3件」の公開請求をした（以下「本件請求」という。）。

(2) 諮問庁は、本件請求を受けて、本件請求以前の直近の3名分の分限処分は、全て休職処分であることを確認した。そこで、本件請求に係る公文書として「一般職員の休復職について（平成29年4月13日決定）及び役付職員の休復職について（平成29年4月13日決定）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）をし、平成29年6月14日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当

対象職員の所属、氏名コード、氏名、年齢、休職期間、休職更新期間、休職給、職種、診断書の内容、面談の内容、面談者のうち対象職員の所属が分かる部分、人事記録カード及びかかりつけ医の名称等については、当該職員のプライバシーを侵害する恐れがあるため

(3) 審査請求人は、平成29年6月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

弁明書の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、地方公務員法（以下「法」という。）第28条第2項に基づき、職員に

対する休職処分を行うための決定書であり、「決定書本体」のほか、「対象者の一覧」、「傷病による職員の休職及び休養に関すること等について調査及び審議をする機関である京都市要休養職員審査委員会（以下「委員会」という。）の報告」及び「人事記録カード」から構成されている。

また、このうち、委員会の報告は、当該委員会による審査結果、かかりつけ医の診断書及び実施機関とかかりつけ医との面談記録から構成されている。

(2) 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書のうち非公開とした情報（以下「本件非公開情報」という。）は次の点から条例第7条第1号に該当する。

ア 本件非公開情報は、いずれも個人が識別され、又は職員録の閲覧や所属への照会により容易に個人が識別され得る情報であること。

イ 本件公文書が心身の故障による休職処分に係る情報であることに鑑みれば、個人が識別されることにより、個人の私生活、健康状態に関する情報が明らかになることから、本件非公開情報は、通常他人に知られたくないと認められるものであること。

ウ 本件非公開情報が、条例第7条第1号ただし書にある人の生命、身体、健康生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とは認められないこと。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書での審査請求人の説明によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

条例第7条第1号に該当しない。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

ア 当審査会が確認したところ、本件請求に際しては、情報公開請求の窓口である総合企画局情報化推進室情報管理担当の職員が、審査請求人が求めている文書について「直近で分限処分を受けた3名の市長部局の職員に係る当該分限処分の理由及び内容が記録されている文書」である旨を審査請求人本人から確認しているとのことであった。

イ 諮問庁が、上記6(1)アの確認内容を踏まえ、本件請求時点における直近3名に係る

分限処分を確認したところ、いずれも「休職処分」であったとのことであった。

ウ これらのことに加えて、本件公文書を特定したことについて審査請求人から特に反論等がないことからすると、審査請求人が求めている文書は、法第28条第2項に基づき、職員に対する休復職処分を行う際に作成された決定書であり、「決定書本体」のほか、対象者の一覧、委員会の報告（委員会による審査結果、かかりつけ医の診断書及び実施機関とかかりつけ医との面談記録）及び人事記録カードにより構成されているものであると認められる。

(2) 条例第7条第1号の該当性について

ア 審査請求人は、「条例第7条第1号に該当しない。」と主張しており、これに対して諮問庁は、次のとおり主張する。

本件非公開情報は次の点から条例第7条第1号に該当する。

(ア) 本件非公開情報は、いずれも個人が識別され、又は職員録の閲覧や所属への照会により容易に個人が識別され得る情報であること。

(イ) 本件公文書が心身の故障による休職処分に係る情報であることに鑑みれば、個人が識別されることにより、個人の私生活、健康状態に関する情報が明らかになることから、本件非公開情報は、通常他人に知られたくないと認められるものであること。

(ウ) 本件非公開情報が、条例第7条第1号ただし書にある人の生命、身体、健康生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とは認められないこと。

イ 審査請求人は、過去に自身が行った公文書公開請求において、本件公文書と同様に「法第28条第2項に基づき、職員に対する休職処分を行うための決定書であり、決定書本体のほか、対象者の一覧、委員会の報告（委員会による審査結果、かかりつけ医の診断書及び実施機関とかかりつけ医との面談記録）及び人事記録カードにより構成されている」文書の請求をしており、これは本件公文書と比べて、そこに記載されている発令対象者が異なるだけのものであるところ、当該決定に対しても異議申立てを行っている。

ウ 当審査会は、上記6(2)イにおいて諮問庁が行った公文書一部公開決定処分に係る異議申立て事案について、平成23年2月28日付け答申情第11号で、公文書一部公開決定は妥当であるとの判断を行っており、上記4(2)及び5の双方の主張は従来の主張の繰り返しであると認められる。

エ しかし、審査請求人は、本件審査請求において、新たな事実、新たな根拠などに関しては、何ら主張をしていない。

オ これらのことからすれば、当審査会は、本件審査請求において、これまでの判断を変更すべき特段の事情も認められないことから、本件処分に関する諮問庁の主張は不合理なものではないと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 7月11日 諮問
8月29日 諮問庁からの弁明書の提出
12月14日 審議（平成29年度第8回会議）
平成30年 1月24日 審議（平成29年度第9回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、審査請求人から反論書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）